

グリーン化特例(軽課)

グリーン化特例による税額の軽減は、初めて車両番号の指定を受けた年度の翌年度限りです。

ガソリン車・ハイブリット車の排ガス規制は、平成30年排出ガス基準値50%低減達成車、または平成17年排出ガス基準値75%低減達成車(★★★★)

であり、また、令和2年度燃費基準達成かつ下記燃費基準を満たす車両が対象となります。

対象車両の確認は、車両後部に添付されているステッカーや、自動車検査証の「備考欄」でご確認ください。

対象車両及び軽減率

グリーン化特例 対象車両		軽減率
乗用車(自家用・営業用) 貨物車(自家用・営業用)	電気軽自動車・天然ガス軽自動車	75%軽減
乗用車(営業用)	ガソリン車・ハイブリット車 令和12年度燃費基準 90%達成	50%軽減
	ガソリン車・ハイブリット車 令和12年度燃費基準 70%達成	25%軽減

軽減額

(年額 単位円)

車両種別			標準税額	75%軽減	50%軽減	25%軽減
四輪	乗用	自家用	10,800	2,700	-	-
		営業用	6,900	1,800	3,500	5,200
	貨物用	自家用	5,000	1,300	-	-
		営業用	3,800	1,000	-	-
三輪	乗用	営業用	3,900	1,000	2,000	3,000
	その他		3,900	1,000	-	-